

厚生労働省発開 0313 第 3 号
令和 7 年 3 月 13 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1 雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 職業能力開発校等の施設及び設備の災害復旧に要する経費に関する補助金の特例

新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金について、令和五年度及び令和六年度に加え、令和七年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げるものとする。 （本則関係）

第二 その他

第一については、令和七年四月一日から適用するものとする。 （附則関係）